

新	旧	備 考
<p data-bbox="409 541 1020 659">排水設備工事施行基準 (2025.4 改正版)</p> <p data-bbox="439 1780 991 1827">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p data-bbox="1626 541 2237 659">排水設備工事施行基準 (2024.6 改正版)</p> <p data-bbox="1656 1780 2208 1827">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p data-bbox="2546 579 2712 651">【修正】 改正年月を変更</p>

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第 1 節 市民と指定排水工事業者</b></p> <p><b>1 指定排水工事業者が施行する排水設備工事</b> 本市では条例第 7 条の規定に基づき、排水設備等の工事の設計及び施行は、管理者又は排水設備等の工事に関し技能を有するものとして管理者の登録を受けた者が専属する事業者で管理者が指定したものである指定排水工事業者が行うこととしている。</p> <p><b>2 完成した排水設備の引渡し</b> 指定排水工事業者は、完成した排水設備等を申請者に引き渡すことにより、請負人としての義務を履行することになる。 また、引渡しに際し指定排水工事業者が申請者に行うべき事項は、次のとおりである。 (1) 排水設備等の<b>竣工図</b>を交付する。 (2) 排水設備等の使用方法、その他維持管理に必要と思われる次の事項を説明し、又は指導する。 ア 常に適切な維持管理ができるように、ます等の上に物を置かないこと。 イ 器具の正しい使用方法。 ウ トラップます及び阻集器等は、定期的に掃除すること。 エ 排水槽の清掃など管理を適切に行うこと。 オ 排水設備の機能を著しく妨げるおそれのあるものは流さないこと。 (3) 工事の保証期間について説明する。 (4) 管理者から示される条件等の内容を、あらかじめ説明する。 (5) 故障の際の連絡先について説明する。</p> <p><b>3 責任技術者の責務（指定排水工事業者規程第 11 条）</b> 責任技術者は、下水道に関する法令・条例・施行規程等に基づき管理者が定めるところにしたがい、排水設備等の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。</p> <p><b>4 指定排水工事業者の遵守事項（指定排水工事業者規程第 6 条）</b> 指定排水工事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 工事施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 (2) 工事は適正な工費で施行しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。 (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 (4) 指定排水工事業者としての自己の名義を他の事業者に貸与してはならない。 (5) 工事は、条例第 6 条に規定する排水設備等の工事の計画に係わる管理者の承認を受けたものでなければ着手してはならない。 (6) 工事は、責任技術者の監理の下において設計及び施行しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2-1-1</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 節 市民と指定排水工事業者</b></p> <p><b>1 指定排水工事業者が施行する排水設備工事</b> 本市では条例第 7 条の規定に基づき、排水設備等の工事の設計及び施行は、管理者又は排水設備等の工事に関し技能を有するものとして管理者の登録を受けた者が専属する事業者で管理者が指定したものである指定排水工事業者が行うこととしている。</p> <p><b>2 完成した排水設備の引渡し</b> 指定排水工事業者は、完成した排水設備等を申請者に引き渡すことにより、請負人としての義務を履行することになる。 また、引渡しに際し指定排水工事業者が申請者に行うべき事項は、次のとおりである。 (1) 排水設備等の<b>完成図</b>を交付する。 (2) 排水設備等の使用方法、その他維持管理に必要と思われる次の事項を説明し、又は指導する。 ア 常に適切な維持管理ができるように、ます等の上に物を置かないこと。 イ 器具の正しい使用方法。 ウ トラップます及び阻集器等は、定期的に掃除すること。 エ 排水槽の清掃など管理を適切に行うこと。 オ 排水設備の機能を著しく妨げるおそれのあるものは流さないこと。 (3) 工事の保証期間について説明する。 (4) 管理者から示される条件等の内容を、あらかじめ説明する。 (5) 故障の際の連絡先について説明する。</p> <p><b>3 責任技術者の責務（指定排水工事業者規程第 11 条）</b> 責任技術者は、下水道に関する法令・条例・施行規程等に基づき管理者が定めるところにしたがい、排水設備等の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。</p> <p><b>4 指定排水工事業者の遵守事項（指定排水工事業者規程第 6 条）</b> 指定排水工事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 工事施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 (2) 工事は適正な工費で施行しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。 (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 (4) 指定排水工事業者としての自己の名義を他の事業者に貸与してはならない。 (5) 工事は、条例第 6 条に規定する排水設備等の工事の計画に係わる管理者の承認を受けたものでなければ着手してはならない。 (6) 工事は、責任技術者の監理の下において設計及び施行しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2-1-1</p>	<p><b>【修正】</b> 「完成図」を「竣工図」 へ名称修正 (鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者規程と表記統一)</p>

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</b></p> <p><b>1 排水設備工事の施行承認</b></p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>排水設備等の新設・改造又は撤去をしようとする者は、条例第 6 条の規定に基づき、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。これは、工事の着手前に、法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、私法上の土地利用又は賃借等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。</p> <p>1.2 承認要件</p> <p>排水設備は関係法令、本市の条例・排水設備工事施行基準等の規定に基づく技術上の基準に適合しているものであること。</p> <p>(1) 処理区域内であって当該排水設備の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 汚水と雨水を分離して排除する構造であること。</p> <p>(3) 排水の水質基準に適合すること。</p> <p>(4) その他排水管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.3 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、<b>施行規程様式第 1 号</b>に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p><b>(1) 排水設備工事申請・設計書</b></p> <p><b>ア</b> 設置場所</p> <p>排水設備を設置する場所の所在地を記入する。</p> <p><b>イ</b> 申請者</p> <p>排水設備を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を<b>記入する</b>。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p><b>ウ</b> 排水設備番号</p> <p><b>エ</b> <b>利害関係者確認</b></p> <p>当該排水設備において、利害関係人が存在する場合には承諾を確認する。</p> <p><b>オ</b> <b>誓約事項</b></p> <p><b>排水設備について、以下の内容を誓約するものである。誓約内容について、申請者が納得することが必須である。</b></p> <p><b>(ア) 排水設備について第三者からの異議の申し立てを受けたときは、私方で責任をもって解決すること</b></p> <p><b>(イ) 排水設備は条例にしたがい管理すること</b></p> <p><b>(ウ) 排水設備に起因する問題が生じた際は、申請者が責任を持って解決すること</b></p> <p><b>(エ) 各種設備を設ける場合の誓約</b></p> <p><b>(オ) 竣工後、申請者は指定排水工事業者から竣工図を基に説明を受け、施行内容について確認すること</b></p> <p><b>(2) 委任状</b></p> <p style="text-align: center;">2-2-1</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</b></p> <p><b>1 排水設備工事の施行承認</b></p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>排水設備等の新設・改造又は撤去をしようとする者は、条例第 6 条の規定に基づき、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。これは、工事の着手前に、法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、私法上の土地利用又は賃借等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。</p> <p>1.2 承認要件</p> <p>排水設備は関係法令、本市の条例・排水設備工事施行基準等の規定に基づく技術上の基準に適合しているものであること。</p> <p>(1) 処理区域内であって当該排水設備の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 汚水と雨水を分離して排除する構造であること。</p> <p>(3) 排水の水質基準に適合すること。</p> <p>(4) その他排水管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.3 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、<b>施行規程に定める様式</b>に必要事項を記入して管理者に提出する。「排水設備工事申請・設計書」(施行規程 様式第 1 号)の所定欄に次の事項を記入して提出する。</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>排水設備を設置する場所の所在地を記入する。</p> <p>(2) 申請者・使用者</p> <p>排水設備を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する(自署の場合は押印不要)。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>排水設備を使用する者(使用者)の氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>(3) 排水設備番号</p> <p>(4) 幹線所有者・土地所有者・家屋所有者</p> <p>当該排水設備において、利害関係人が存在する場合には承諾を確認する。</p> <p>(5) 委任及び誓約</p> <p>排水設備工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定排水工事業者に委任するためのものであり、また排水設備について第三者から異議申立てを受けたときは申請者の責任において解決するとともに、排水設備は条例にしたがい管理することを誓約するものである。委任の範囲と誓約内容については申請者と指定排水工事業者双方が納得することが必須である。</p> <p>管理者への申請等に関連する委任事項は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">2-2-1</p>	<p><b>【修正】</b></p> <p>申請書様式から押印廃止のため文言修正    使用者記入欄は廃止されているため、文言修正</p> <p><b>【修正】</b></p> <p>利害関係者確認欄を参考様式へ分離したため、文言修正</p> <p><b>【追記】</b></p> <p>誓約内容の記載</p> <p><b>【追記】</b></p> <p>委任状様式設定に伴う項目新設</p>

新	旧	備考
<p> <b>ア 委任日</b>  <b>イ 工事申請者（委任者）</b>  <b>ウ 指定排水工事業者</b>  <b>エ 工事箇所（設備場所）</b>  <b>オ 管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。</b>  <b>(ア) 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き</b>  <b>(イ) 工事施行</b>  <b>(ウ) 工事に係る給水負担金、設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</b>  <b>排水設備工事の申請及び工事施行その他工事に係る一切の事項を指定排水工事業者に委任するためのものである。委任の範囲については、申請者と指定排水工事業者双方が納得することが必須である。</b> </p> <p style="text-align: center;">2-2-2</p>	<p> <b>ア 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続</b>  <b>イ 工事施行</b>  <b>ウ 工事に係る設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</b> </p> <p style="text-align: center;">2-2-2</p>	<p>【追記】 誓約内容の記載</p>

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第3節 設 計 審 査</b></p> <p>指定排水工事業者は、排水設備等の新設、改造及び撤去工事を施行する場合は、条例第7条第2項の規定に基づき、管理者の設計審査を受けなければならない。</p> <p>設計審査は、これらの排水設備工事等の適正施行を確保するため工事着手前に設置しようとする排水設備等の構造及び材質が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。</p> <p><b>1 設計審査の申込方法</b></p> <p>(1) 提出書類</p> <p>排水設備工事の新設・改造又は撤去を行うときは、<b>施行規程様式第1号</b>に必要事項を記入して提出する。</p> <p><b>ア 排水設備工事申請・設計書</b></p> <p><b>イ 委任状</b></p> <p>(2) <b>「排水設備工事申請・設計書」</b>の記入方法</p> <p>各記入欄に次の事項を記入する。</p> <p><b>ア 設備場所</b></p> <p>工事箇所の住所を記入<b>する。土地使用承諾、支管分岐等利害関係者の承諾が必要な場合は、別途承諾書等を提出する。</b></p> <p><b>イ 申請者</b></p> <p>申請者の住所を記入及び氏名を<b>記入する。</b></p> <p>法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p><b>ウ 排水設備番号</b></p> <p><b>エ 指定排水工事業者</b></p> <p>指定排水工事業者は商号・指定番号及び代表者氏名及び住所を記入する。</p> <p><b>オ 責任技術者</b></p> <p>当該工事を担当する責任技術者の氏名を記入する。</p> <p><b>カ 申請概要</b></p> <p><b>建築種別、建物概要等を記入する。</b></p> <p><b>キ 工事申請日・竣工予定日</b></p> <p>当該工事の<b>工事申請及び竣工</b>予定年月日を記入する。</p> <p><b>ク 工事費（必要に応じ）・使用材料</b></p> <p><b>ケ 位置図</b></p> <p><b>コ 設計条件及び設計図</b></p> <p><b>(3) 「委任状」の記入方法</b></p> <p style="text-align: center;">2-3-1</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 設 計 審 査</b></p> <p>指定排水工事業者は、排水設備等の新設、改造及び撤去工事を施行する場合は、条例第7条第2項の規定に基づき、管理者の設計審査を受けなければならない。</p> <p>設計審査は、これらの排水設備工事等の適正施行を確保するため工事着手前に設置しようとする排水設備等の構造及び材質が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。</p> <p><b>1 設計審査の申込方法</b></p> <p>(1) 提出書類</p> <p><u>「排水設備工事申請・設計書」</u></p> <p>排水設備工事の新設・改造又は撤去を行うときは、<u>「排水設備工事申請・設計書」(施行規程 様式第1号)</u>に必要事項を記入して提出する。</p> <p>(2) <u>設計審査申込書の記入方法</u></p> <p>各記入欄に次の事項を記入する。</p> <p><b>ア 工種</b></p> <p><b>イ 設備場所</b></p> <p>工事箇所の住所を記入し、支管分岐の場合は、<u>「幹線所有者」欄へ幹線の排水設備番号及び幹線所有者名を記入し、承諾印を押印する（自署の場合は押印不要）。</u></p> <p><b>ウ 申請者、使用者</b></p> <p>申請者の住所を記入及び氏名を記入し<b>押印する（自署の場合は押印不要）。</b><u>使用者の氏名を記入する。</u></p> <p>法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p><b>エ 排水設備番号</b></p> <p><b>オ 指定排水工事業者</b></p> <p>指定排水工事業者は商号・指定番号及び代表者氏名及び住所を<b>記入し押印する。</b></p> <p><b>カ 責任技術者</b></p> <p>当該工事を担当する責任技術者の氏名を記入する。</p> <p><b>キ 着工・完成予定</b></p> <p>当該工事の<b>着工及び完成</b>予定年月日を記入する。</p> <p><b>ク 工事費（必要に応じ）・使用材料</b><u>（貼付け不可）</u></p> <p><b>ケ 位置図</b><u>（貼付け不可）</u></p> <p><b>コ 設計条件及び設計図</b></p> <p style="text-align: center;">2-3-1</p>	<p><b>【修正】</b> 様式第1号の見直しにより、表記の修正</p> <p><b>【修正】</b> 申請書様式から押印廃止のため文言修正</p> <p><b>【追記】</b> 委任状様式設定に伴う項目新設</p>

新	旧	備 考
<p>ア 委任日</p> <p>イ 工事申請者（委任者） 申請者の現住所及び氏名を記入する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合、代表者氏名も記入する。</p> <p>ウ 指定排水工事業者 工事等を受任する指定排水工事業者の商号、代表者氏名及び住所を記入する。</p> <p>エ 工事箇所（設備場所）</p> <p>2 審査項目</p> <p>(1) 分岐箇所 汚水本管・取付管又は既設管の位置・管種及び口径の確認</p> <p>(2) 配管 ア 管種・配管位置及び構造等の適否 イ 管径及び勾配の適否 ウ 管防護の適否</p> <p>(3) 通気配管の適否</p> <p>(4) ます及び掃除口等の設置位置の適否</p> <p>(5) 器具及び材料の適否</p> <p>(6) 阻集器及び除害施設の適否</p> <p>3 手数料の納入 排水設備工事申請の設計審査承認後に設計審査・工事検査手数料を納入すること。</p> <p>4 工事の着手 排水設備工事は、次の項目後に工事着手すること。</p> <p>(1) 排水設備工事申請の設計審査承認</p> <p>(2) 設計審査及び工事検査手数料の納入</p> <p>5 工事変更等の取扱い 当初申し込んだ工事の内容を変更する場合及び工事を中止する場合は次により行う。</p> <p>(1) 工事変更をする場合 工事変更をする場合は、再度管理者の承認を得なければならない。なお、変更することによって承認条件を満たさないと管理者が判断したときは、その該当事由が解決され管理者の承認を得るまで、当該工事を一時中止しなければならない。</p> <p>(2) 工事を中止する場合 工事を中止する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">2-3-2</p>	<p>2 審査項目</p> <p>(1) 分岐箇所 汚水本管・取付管又は既設管の位置・管種及び口径の確認</p> <p>(2) 配管 ア 管種・配管位置及び構造等の適否 イ 管径及び勾配の適否 ウ 管防護の適否</p> <p>(3) 通気配管の適否</p> <p>(4) ます及び掃除口等の設置位置の適否</p> <p>(5) 器具及び材料の適否</p> <p>(6) 阻集器及び除害施設の適否</p> <p>3 手数料の納入 排水設備工事申請の設計審査承認後に設計審査・工事検査手数料を納入すること。</p> <p>4 工事の着手 排水設備工事は、次の項目後に工事着手すること。</p> <p>(1) 排水設備工事申請の設計審査承認</p> <p>(2) 設計審査及び工事検査手数料の納入</p> <p>5 工事変更等の取扱い 当初申し込んだ工事の内容を変更する場合及び工事を中止する場合は次により行う。</p> <p>(1) 工事変更をする場合 工事変更をする場合は、再度管理者の承認を得なければならない。なお、変更することによって承認条件を満たさないと管理者が判断したときは、その該当事由が解決され管理者の承認を得るまで、当該工事を一時中止しなければならない。</p> <p>(2) 工事を中止する場合 工事を中止する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">2-3-2</p>	<p>【追記】 委任状様式設定に伴う項目新設</p>

新			
排水設備自主検査チェックリスト			資料8
設備場所	町 丁目	番 号	排水設備番号
検査項目			確認
<b>1 申請者への説明</b>			
申請者に工事内容に該当する誓約事項を説明しているか。			
(検査後の確認) 竣工図を元に工事内容の説明を行い、竣工図を交付すること。			
<b>2 排水管</b>			
① 管種・口径及び勾配は設計通りか。			
② 布設位置及び深さは適当か。			
③ 下水が滞留している箇所はないか。			
④ スパンの途中で蛇行はないか。			
⑤ 接続漏れはないか。			
⑥ 基準外の配管はないか。			
⑦ 既設排水管は基準に適合しているか。			
⑧ 管支持及び防護は万全か。			
<b>3 汚水ます</b>			
① 設置位置及び内径は基準に適合しているか。			
② 管頂接合されているか。			
③ ます内の落込段差は 30 cm 以内か。			
④ 側壁及び管口の目地は施工されているか。			
⑤ インパートの仕上がりはよいか。			
⑥ 密閉蓋を使用しているか。			
⑦ 蓋の高さは地面より 1 cm 程度高くしているか。			
⑧ 雨水管等が接続されていないか。			
<b>4 雨水ます</b>			
① 15 cm 以上の泥だめが設けられているか。			
② 側壁及び管口の目地は施工されているか。			
③ 蓋の高さは地面より 1 cm 程度低い。			
④ 汚水管が接続されていないか。			
⑤ 設置位置は適切か。			
<b>5 掃除口</b>			
① 取付位置及び口径は基準に適合しているか。			
② 床仕上げ面との段差はないか。			
③ 掃除口の立ち上がり管に折れ及び倒れはないか。			
④ 床下掃除口の場合、点検口が近くにあるか。			
⑤ 防護及び支持は適切か。			
⑥ パッキンはあるか。			
⑦ 接着漏れはないか。			
⑧ 掃除がしやすいか。			
<b>6 トラップ</b>			
① 封水は基準に適合しているか。			
② ジャバラ等によりトラップの代用をしてはいないか。			
③ 二重トラップになっていないか。			
④ サイホン現象等は起きないか。			
<b>7 トラップます</b>			
① 目皿の位置及び取り付け方法は正しいか。			
② 深さは適当か。			
③ 側壁及び管口の目地は施工されているか。			

旧			
排水設備自主検査チェックリスト			資料8
設備場所	町 丁目	番 号	排水設備番号
検査項目			確認
<b>1 排水管</b>			
① 管種・口径及び勾配は設計通りか。			
② 布設位置及び深さは適当か。			
③ 下水が滞留している箇所はないか。			
④ スパンの途中で蛇行はないか。			
⑤ 接続漏れはないか。			
⑥ 基準外の配管はないか。			
⑦ 既設排水管は基準に適合しているか。			
⑧ 管支持及び防護は万全か。			
<b>2 汚水ます</b>			
① 設置位置及び内径は基準に適合しているか。			
② 管頂接合されているか。			
③ ます内の落込段差は 30 cm 以内か。			
④ 側壁及び管口の目地は施工されているか。			
⑤ インパートの仕上がりはよいか。			
⑥ 密閉蓋を使用しているか。			
⑦ 蓋の高さは地面より 1 cm 程度高くしているか。			
⑧ 雨水管等が接続されていないか。			
<b>3 雨水ます</b>			
① 15 cm 以上の泥だめが設けられているか。			
② 側壁及び管口の目地は施工されているか。			
③ 蓋の高さは地面より 1 cm 程度低い。			
④ 汚水管が接続されていないか。			
⑤ 設置位置は適切か。			
<b>4 掃除口</b>			
① 取付位置及び口径は基準に適合しているか。			
② 床仕上げ面との段差はないか。			
③ 掃除口の立ち上がり管に折れ及び倒れはないか。			
④ 床下掃除口の場合、点検口が近くにあるか。			
⑤ 防護及び支持は適切か。			
⑥ パッキンはあるか。			
⑦ 接着漏れはないか。			
⑧ 掃除がしやすいか。			
<b>5 トラップ</b>			
① 封水は基準に適合しているか。			
② ジャバラ等によりトラップの代用をしてはいないか。			
③ 二重トラップになっていないか。			
④ サイホン現象等は起きないか。			
<b>6 トラップます</b>			
① 目皿の位置及び取り付け方法は正しいか。			
② 深さは適当か。			
③ 側壁及び管口の目地は施工されているか。			

備考  
【追記】  
様式第1号の見直しによる追記

新		備 考						
※チェック後、確認欄に○を付けること。								
検 査 項 目	確 認							
④ ますへの接続漏れはないか。								
⑤ 維持管理は容易に行えるか。								
⑥ 基準に適合しているか。								
8 器具								
① 亀裂及び破損はないか。								
② 正常に機能するか。								
③ 堅固に取り付けられているか。								
④ 使いやすい位置に取り付けられているか。								
⑤ 漏水はないか。								
9 阻集器								
① 設計通りの容量があるか。								
② 基準に適合した構造であるか。								
③ 汚水及び雨水は流入していないか。								
④ 蓋の開閉は容易に行えるか。								
⑤ 維持管理に支障はないか。								
10 通気								
① 取り出し位置及び口径は基準に適合しているか。								
② 立管通気との接続箇所の高さは適切か。								
③ 解放口の場所は適正か。								
④ 管の支持は万全か。								
⑤ 解放口（通気口）は基準に適しているか。								
⑥ 勾配は適正か。								
11 その他								
① 器具及び材料は規格品又は承認品であるか。								
② 間接排水は適切か。								
③ 雨排水設備との誤接続はないか。								
④ 排水槽を設置する場合、基準（容量・接続・通気等）に適合しているか。								
⑤ 路面復旧の状態はよいか。								
⑥ 注意板及び汚物入れはあるか。								
⑦ 連絡票は送付してあるか。								
⑧ 維持管理について十分説明しているか。								
⑨ 届け出の竣工図と現場が一致しているか。								
⑩ 取付管への接続の際は、臭気・打音確認を行い、下水道への接続を確認しているか。								
特記欄								
<p>本工事について上記の項目を確認しましたので報告します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">指定排水設備工事事業者名</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">指定番号</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">責任技術者氏名</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">○</td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table>	指定排水設備工事事業者名	指定番号	責任技術者氏名		○		
指定排水設備工事事業者名	指定番号	責任技術者氏名						
	○							
参-8-2								

旧		備 考						
※チェック後、確認欄に○を付けること。								
検 査 項 目	確 認							
④ ますへの接続漏れはないか。								
⑤ 維持管理は容易に行えるか。								
⑥ 基準に適合しているか。								
7 器具								
① 亀裂及び破損はないか。								
② 正常に機能するか。								
③ 堅固に取り付けられているか。								
④ 使いやすい位置に取り付けられているか。								
⑤ 漏水はないか。								
8 阻集器								
① 設計通りの容量があるか。								
② 基準に適合した構造であるか。								
③ 汚水及び雨水は流入していないか。								
④ 蓋の開閉は容易に行えるか。								
⑤ 維持管理に支障はないか。								
9 通気								
① 取り出し位置及び口径は基準に適合しているか。								
② 立管通気との接続箇所の高さは適切か。								
③ 解放口の場所は適正か。								
④ 管の支持は万全か。								
⑤ 解放口（通気口）は基準に適しているか。								
⑥ 勾配は適正か。								
10 その他								
① 器具及び材料は規格品又は承認品であるか。								
② 間接排水は適切か。								
③ 雨排水設備との誤接続はないか。								
④ 排水槽を設置する場合、基準（容量・接続・通気等）に適合しているか。								
⑤ 路面復旧の状態はよいか。								
⑥ 注意板及び汚物入れはあるか。								
⑦ 連絡票は送付してあるか。								
⑧ 維持管理について十分説明しているか。								
特記欄								
<p>本工事について上記の項目を確認しましたので報告します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">指定排水設備工事事業者名</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">指定番号</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">責任技術者印</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">○</td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table>	指定排水設備工事事業者名	指定番号	責任技術者印		○		
指定排水設備工事事業者名	指定番号	責任技術者印						
	○							
参-8-2								

【追記】  
竣工図について追記

【追記】  
接続確認についての追記